



ご意見や
ご質問を
お待ちしております

あなたも議会を傍聴しませんか?

今、あま市ではどんなことが議論されているのだろうか。また、どんな計画があってどう進んでいるのであろう。あなたの身近なことも議会で論議されているのかもしれない。あま市役所基目寺庁舎の3階の議会事務局の受付で、住所・氏名などを記入していただくだけで、誰でも傍聴できます。白熱した質問と答弁を、あなたもぜひ見に来られては…。



市政を知る良い機会!

お問い合わせ先

あま市議会事務局まで
TEL 052-444-3174
FAX 052-444-4055
E-Mail giji@city.ama.lg.jp

請願書・陳情書の提出方法

(表紙)

平成 年 月 日

あま市議会議長 殿

〇〇〇についての請願書
(陳情書)

請願(陳情)者の住所
氏名印
紹介議員 氏名

(内容)

(要旨)

(理由)

1. 請願書及び陳情書はその主旨、理由を簡単にわかりやすく書いて議長あてに提出して下さい。
2. 提出の年月日、請願者の住所氏名を書いて押印して下さい。
3. 受理した請願、陳情の議決結果は、請願者へご連絡します。

みなさんからの
請願・陳情に
お答えします

請願・陳情とは

市民の皆さんの意見や要望を市政に反映させるための方法として、請願・陳情を市議会に提出することができます。請願書・陳情書ともに決められた様式はありません。提出年月日・件名・趣旨・提出者の住所・氏名を記載し、押印したものを議長あてで議会事務局まで提出してください。多くの方が請願者・陳情者になれる場合は、必ず代表者を決めてください。

請願書の提出には、紹介議員1名以上の署名が必要ですが、紹介議員の必要はありません。

意見書とは

公の利益になる事柄に対し、議会の意思を意見としてまとめたものが「意見書」です。関係省庁などに送り、改善を求めたり、議会としての意見を国政に反映するのを目的としています。

編集後記

初めて編集後記を担当しました。

編集作業は大変ですが、読み直すことでいろいろな発見があり、勉強になりました。「感謝」「感謝」「疲労」!

委員長を始め、委員の皆様さま、事務局の方々のおかげで勤めることができましたと思います。

今回で最後の担当となりますが、より多くの皆さまに見て頂ける「議会だより」を作っていかなければならないと思います。(林)

■議会だより

編集特別委員会

委員長 安江智子

副委員長 亀卦川参生

委員 新間賢治

委員 林正彦

委員 後藤幸正

委員 倉橋博

委員 石川尚子

委員 石田良雄